

AIRnetサービス
契約約款



AIRインターネットサービス

目 次

第1章 総 則

- 第1条 契約約款
- 第2条 用語の定義
- 第3条 約款の変更
- 第4条 サービスの提供区域

第2章 会員契約

- 第5条 入会および申込方法
- 第6条 会員契約の成立ならびに更新
- 第7条 最低契約期間
- 第8条 サービスの開始日
- 第9条 契約事項の変更
- 第10条 会員契約に基づく権利譲渡の禁止
- 第11条 会員の氏名等の変更
- 第12条 会員の地位の承継等

第3章 ネットワークの接続

- 第13条 サービス用通信回線
- 第14条 会員側設備等の設置
- 第15条 会員側設備等の維持責任
- 第16条 会員側設備等の検査
- 第17条 識別符号の管理責任

第4章 サービスの利用制限

- 第18条 サービスの利用制限
- 第19条 サービス提供内容の変更
- 第20条 サービス提供の中断
- 第21条 サービス提供の廃止
- 第22条 不具合に対する対応

第5章 会費等

- 第23条 会費等の適用
- 第24条 初期費用
- 第25条 会費
- 第26条 会費等の支払方法
- 第27条 割増金
- 第28条 延滞利息
- 第29条 消費税

第6章 利用停止等および会員契約の終了

- 第30条 利用の停止
- 第31条 情報の削除
- 第32条 当社が行う会員契約の解除
- 第33条 会員が行う会員契約の解約

第7章 免責

- 第34条 免責

第8章 雑則

- 第35条 機密保持
- 第36条 個人情報の保護
- 第37条 会員の義務
- 第38条 情報の管理
- 第39条 協議事項
- 第40条 管轄裁判所
- 第41条 発効期日

附則

- 別表第1号 サービスの種類
- 別表第2号 会費等
- 別表第3号 第31条第1項(3)によるデータ転送量の上限および料金
- 別表第4号 固定IPアドレスオプションサービスおよび料金
- 別表第5号 VPN機器レンタルサービスおよび料金

第1章 総則

第1条（契約約款）

AIRnetサービス（以下、「本サービス」といい、別表第1号に規定するサービスを指す）は、株式会社エアネット（以下、「当社」という）が提供する会員制のインターネット接続サービスの名称です。当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」という）にもとづきAIRnetサービスの利用に関する契約約款（以下、「本約款」という）をここに定め、これにもとづきサービスを提供致します。

第2条（用語の定義）

本約款において使用される次の用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとします。

（1）会員

本サービスの利用を目的として会員契約を締結している個人および法人

（2）会員契約

本サービスの提供を受けるための契約

（3）インターネット接続サービス

当社のアクセスポイントに設置されているルータと、当社が会員に与える一アカウントにつき一つのルータを、公衆回線網、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が管理する地域IP網（以下、「NTT地域IP網」という）もしくはその他の通信回線等を使用して接続しインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスで、別表第1号第1項に規定するサービス

（4）固定IP接続サービス

本サービスのうち、別表第1号第2項に規定するサービス

（5）アクセス回線

会員の保有する設備等または当社が会員に貸与する設備等を本サービス用通信回線に接続するために、会員が電気通信回線設備を有する電気通信事業者（以下、「回線事業者」という）から借り受ける電気通信回線（電話回線、ISDN回線、地域IP網等）

（6）アクセスポイント

本サービス用通信回線と会員のアクセス回線との接続点

（7）ネットワーク接続装置

本サービスに使用する通信回線に接続されたネットワークを相互接続するための装置

（8）ルータ

データの蓄積／交換／中継を行うネットワーク接続装置

（9）ドメイン名

ドメイン名登録機関によって割り当てられる組織を示す名前

（10）IPアドレス

インターネットネットワークアドレスのことで、インターネットプロトコルで定められている32ビットのアドレス

（11）識別符号

当社が本サービスの会員を識別するために会員に付与する符号

(12) 会費等

初期の会員契約の締結時に入会希望者が当社に支払う初期費用、および会員が月毎に当社に支払う会費（使用料および手数料を含む）

(13) オンラインサインアップ

オンラインの端末を使用して行う本サービス契約の申込

第3条（約款の変更）

当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後のサービスに係る料金その他のサービス提供条件は、変更後の本約款に拠るものとします。

第4条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第2章 会員契約

第5条（入会および申込方法）

1. 本サービスは、当社と会員契約を締結した会員のみが利用することができるものとします。
2. 入会希望者は、本約款を承認した上で、当社が指定する方法で入会のための申込を行うものとします。
3. 入会希望者が法人である場合、本サービスを利用することとなる全ての者に対し本約款の内容を遵守させるものとします。万一、本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該法人会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
4. 本サービスへの入会申込は、別途定める申込書に必要事項を記入し当社に提出し、またはオンラインサインアップにてこれを行うものとします。

第6条（会員契約の成立ならびに更新）

1. 会員契約は、前条の申込に対し当社が承諾し、第8条（サービスの開始日）に定めるサービスの開始日をもって成立するものとします。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、当社は利用申込を承諾しないか、もしくは承諾後であっても承諾の取消を行うことができるものとします。この場合、当社は承諾しない理由、あるいは承諾を取消す理由を明らかにする義務を負わないものとします。
 - (1) 本サービスの申込者が当該申込に係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 本サービスの申込者が第30条（利用の停止）の事由に該当する場合、あるいは該当する可能性がある場合と当社が判断した場合
 - (3) 本サービス契約の申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - (4) 利用申込を承諾することが、業務の遂行上または技術上著しい支障をきたす、あるいは支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) その他、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2. 本サービスの開始日あるいは更新契約の成立日から契約期間が経過しようとする会員は、第32条(当社が行う会員契約の解除)、第33条(会員が行う会員契約の解約)による解除あるいは解約がなく、且つ当社が継続を認めた場合、自動更新するものとします。

第7条(最低契約期間)

1. 本サービスの最低契約期間は、初回のみサービスの開始月から翌月末までとし、以後、1ヶ月単位の自動更新とします。
2. 会員は前項に定める最低契約期間内に契約が解除された場合、当社が指定する期日までに、前項の最低契約の残余期間に対する会費等に相当する額の内、未払い分について、一括して支払うものとします。

第8条(サービスの開始日)

本サービスの提供開始日は、当社が契約を承諾し実際に利用が可能となった日とします。

第9条(契約事項の変更)

1. 会員は、サービスの種目、品目あるいはネットワーク接続装置の移転や変更等を請求することができます。この場合、会員は当社が指定する方法で届出るものとします。
2. 契約事項の変更は、前項の届出に対し当社が承諾し、実際に利用が可能となった日をもって成立するものとします。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、当社は変更の届出を承諾しないか、もしくは承諾後であっても承諾の取消を行うことができるものとします。この場合、当社は承諾しない理由、あるいは承諾の取消理由を明らかにする義務を負わないものとします。
 - (1) 本サービスの届出者が当該届出に係る契約上の債務の支払いを怠る可能性があるとして当社が判断した場合
 - (2) 本サービスの届出者が第30条(理由の停止)の事由に該当する場合、あるいは該当する可能性があるとして当社が判断した場合
 - (3) その他、当社が契約事項の変更を適当でないと判断した場合
3. 会員は、前項の変更により別表第2号に規定する手数料等が発生する場合は、会費と共に当社に支払うものとします。

第10条(会員契約に基づく権利譲渡の禁止)

会員は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。

第11条(会員の氏名等の変更)

1. 会員は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、変更があった日から30日以内に当社の指定する方法で当社へ通知するものとします。
2. 会員は、前項に定める場合を除き、当社に届出ている事項を変更しようとするとき(会員設備等の追加、変更、削除等を行うことを含む)は、予め当社の指定する方法で変更事項、変更予定日等を、変更予定の30日前までに当社に通知するものとします。

第12条（会員の地位の承継等）

1. 法人会員は、法人の合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に当社の指定する方法で当社に届出するものとします。
2. 当社は、法人会員に法人の合併・分割・事業譲渡等の変更があった場合、その会員またはその会員の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、法人会員としての地位の承継を認めるものとします。
3. 個人会員は、原則として第三者に対し、その会員の個人会員としての地位の承継を行うことはできません。ただし、同居の親族間など、その会員と、その会員の個人会員としての地位の承継を受けようとするものの双方の合意の上、当社の指定する方法で事前に当社へ届出た場合に限り、当社はその承継を認める場合があります。
4. 第9条（契約事項の変更）第2項および第3項の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「契約事項」とあるのは「会員」と、「変更」とあるのは「地位の承継」とそれぞれ読み替えるものとします。

第3章 ネットワークの接続

第13条（サービス用通信回線）

当社は回線事業者の提供する通信回線を使用して本サービスを提供します。

第14条（会員側設備等の設置）

会員は当社から本サービスの提供を受けるにあたっては、会員の費用と責任において会員側設備等を当社のアクセスポイントまたはNTT地域IP網に接続するものとします。

第15条（会員側設備等の維持責任）

1. 会員は本サービスの遂行に支障を与えないために、会員側設備等を正常に稼働するよう維持管理を行うものとします。
2. インターネット接続サービスにおいては、会員側接続機器はあくまでも端末装置とし、サーバー等の機器の接続は認めないものとします。ただし、固定IP接続サービスにおいては、この限りではありません。
3. インターネット接続サービスにおいて会員が使用するドメイン名およびIPアドレスについては、当社がこれを指定します。会員は、当社が指定した以外のドメイン名およびIPアドレスを使用しインターネット接続サービスを利用することはできないものとします。
4. 固定IP接続サービスにおいて会員が使用するIPアドレスについては、当社がこれを指定します。会員は、当社が指定した以外のIPアドレスを使用し固定IP接続サービスを利用することはできないものとします。
5. 当社が指定するIPアドレスは、当社の都合により変更される場合があります。

第16条（会員側設備等の検査）

1. 当社は、会員が本サービスの利用開始に伴い会員側設備等を接続する場合、あるいは既に使用中の会員側設備等の変更あるいはアクセス回線の変更をする場合、もしくは会員側設備等に異常があると認められる場合、その他本サービスの円滑な提供に支障があると当社が認める場合は、その会員側設備等の種類ある

いは接続状態について検査を行うことができるものとします。この場合、会員は、正当な理由がある場合を除いて検査を受けることを拒絶できないものとします。

2. 前項の検査を行った結果、会員側設備等の種類あるいは接続状態等に不適当な事項が発見された場合は、当社は当該会員に対しその是正を要求することができるものとします。

第17条（識別符号の管理責任）

会員は、当社より付与された識別符号を第三者に譲渡もしくは利用させたり、その他の名義変更や質入等の担保設定を行うことはできません。万が一会員における識別符号の管理あるいは使用によって当社に損害を生じさせた場合はこの賠償責任を会員は負うものとします。

第4章 サービスの利用制限

第18条（サービスの利用制限）

当社は、事業法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または停止することがあります。又、これらの状況下において、当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部または一部を提供できない恐れが生じたとき、当社は本サービスの全部または一部を停止する措置をとることがあります。

第19条（サービス提供内容の変更）

1. 当社は、次の場合に本サービスの提供内容を変更することができるものとします。
 - (1) 当社が、サービス品質の維持あるいは向上の為にやむを得ないと判断した場合
 - (2) 当社が、サービス用設備の効率運用上やむを得ないと判断した場合
 - (3) 回線事業者のサービス提供内容に変更があった場合
 - (4) その他、当社が必要と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供内容を変更するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその旨を会員に対し当社が適当と判断する方法により通知するものとします。

第20条（サービス提供の中断）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 回線事業者の都合により本サービス用通信回線の使用が不能な場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその旨を会員に対し当社が適当と判断する方法により通知するものとします。

第21条（サービス提供の廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスにおける特定の種類または全部のサービスを廃止することがあります。会員は当該廃止について了承するものとします。

2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、あらかじめその旨を会員に対し当社が適当と判断する方法により通知するものとします。
3. 会員は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係わる種類のサービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。

第22条（不具合に対する対応）

会員は、本サービスに関し何らかの不具合を発見したときは、ただちに当社に通知するものとします。なお、対応措置については、会員と当社で協議の上決定し、これを実施するものとします。

第5章 会費等

第23条（会費等の適用）

本サービスは、会員制サービスであり、本サービスを受けようとするものは入会し会員とならなければなりません。会員になろうとするもの、あるいは会員は、別表第2号に規定する初期費用および会費を当社に支払うものとします。その場合において、第30条（利用の停止）の規定によりサービスの提供が停止された期間は、当該サービスを提供したものとして取り扱い、会費等の減額措置は行わないものとします。

第24条（初期費用）

1. 初期費用は、本サービス契約の締結毎にお支払いいただく一時金です。初期費用の支払義務は当社が第6条（会員契約の成立ならびに更新）の承諾をしたときに入会を申し込んだ会員に発生するものとします。初期費用は、本サービスへの入会を申し込んだ会員の登録等に要する費用であり、第26条（会費等の支払方法）の規定により支払うものとします。
2. 当社は既に支払い済みの初期費用については払戻しは行わないものとします。

第25条（会費）

1. 会費は、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定し、該当月1日に請求するものとします。以降毎月繰り返すものとします。
2. 利用開始日が属する月の会費の日割り相当額は、会費を該当月の日数で除した額に利用開始日から該当月末日までの日数を乗じた額とし、非課金とします。
3. 全コースについて月会費内の時間計算及び従量課金請求対象コースは1接続1分単位切り上げにて計算します。課金は当該発生月の翌月1日に請求するものとします。
4. 当社は既に支払い済みの会費については払戻しは行わないものとします。

第26条（会費等の支払方法）

会員は、会費等の支払において当社が指定する期日までに当社指定の方法により支払うものとします。

第27条（割増金）

会員は、会費等の支払を不法に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として当社に対して支払うものとします。

第28条（延滞利息）

会員は、会費等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。

第29条（消費税）

会員は、当社に対し会費等の支払を行う場合は、別表第2号に定める会費等の額に消費税相当額（消費税法及び関連法令）を加算してその支払を行うものとします。

第6章 利用停止等および会員契約の終了

第30条（利用の停止）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を当社が適当と判断する方法により通知し、本サービスの提供を停止することがあります。

（1）本サービスの会費等について、支払期日を経過してもなお支払われない場合

（2）第14条（会員側設備等の設置）、第15条（会員側設備等の維持責任）、第17条（識別符号の管理責任）、または第36条（会員の義務）の規定に違反した場合

（3）第16条（会員側設備等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果発見された不適切な事項を是正しなかった場合

（4）以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断した場合

1）本サービスを第三者に利用させる行為

2）他の会員または第三者もしくは当社の著作権及び商標等の知的財産権の侵害行為

3）他の会員または第三者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する、または侵害するおそれのある行為

4）他の会員または第三者もしくは当社への誹謗、中傷行為

5）他の会員または第三者もしくは当社への脅迫行為

6）他の会員または第三者もしくは当社に不利益を与える行為

7）故意に事実を反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為

8）公職選挙法に違反する、または違反のおそれのある行為

9）売名に関する行為

10）公序良俗に反する行為

11）法令に違反する、または違反のおそれのある行為

12）輸出管理法に反する行為

13）当社のネットワークあるいはネットワーク上の機器あるいはサービスを利用して、無差別または大量にメール等の送信を行う行為

14）ネットワークあるいはネットワーク上の機器に損害を与える行為

15）ネットワークあるいはネットワーク上の機器に損害を与える情報等を掲載する行為

16）猥褻（わいせつ）に類する文書、画像、情報等を掲載、発信する行為

(5)本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを使用した場合

2.当社は、停止期間経過後も会員が前項のいずれかに該当している場合は引き続き本サービスの提供を停止することがあります

第31条(情報の削除)

1.当社は、会員が登録、提供した情報等が以下の事項に該当すると判断された場合、当該会員に事前に通知することなく、当該情報等を削除できるものとします。ただし、当項(2)および(3)の場合、会員が規定にもとづき追加料金等を支払うことにより、当社がこれを認めるときはこの限りではありません。

(1)第30条(利用の停止)(4)の禁止行為にあたりと判断される場合

(2)会員が登録、提供した情報等の容量が所定の記憶容量を超過した場合

(3)会員が登録、提供した情報等へのアクセスによるデータ転送量が別表第3号に示す規定の容量を超過した場合

(4)本サービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合

(5)その他、削除が必要であると当社が判断した場合

2.当社は、第32条(当社が行う会員契約の解除)または第33条(会員が行う会員契約の解約)により会員契約の解除または解約を行った場合、当社のシステム上に存在する当該会員に係る情報等を直ちに削除できるものとします。

3.本条の規定により、情報等を削除したこと、あるいは削除しなかったことによる会員もしくは第三者に生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

第32条(当社が行う会員契約の解除)

1.当社は、第30条(利用の停止)の規定により本サービスの利用を停止された会員が停止期間中にその事由を解消しない場合は、その会員契約を解除することができるものとします。

2.当社は、会員において下記の事由が発生した場合、第30条(利用の停止)および前項の規定にかかわらず利用の停止及び何らの催告なしに会員契約を解除することができるものとします。

(1)破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされた場合

(2)仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けた場合

(3)手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けた場合

(4)暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合

(5)自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合

(6)当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

(7)自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損した場合、または、毀損するおそれのある行為をした場合

(8)自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

第33条（会員が行う会員契約の解約）

会員が、本サービス契約の解約を希望する場合は、当社指定の方法で申請し、申請にもとづき当社より郵送された当社指定の書類に必要事項を記入の上、返送し、当月18日までに当社に到達することにより、当月末日付で利用契約を解約することができます。18日が土日祝祭日の場合は、その前日の営業日を返送の期日とします。また、会費等の支払義務は当月末日分までとし、最低契約期間中の解約については第7条（最低契約期間）の定めに従うものとします。

第7章 免責

第34条（免責）

1. 当社は、会員が本サービスにより得る情報等の内容の正確性等についていかなる保証も行いません。
2. 当社は、会員が本サービスの利用により被った損害については、法律上の一切の責任を問われず賠償責任を負いません。特に次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。
 - (1) 当社の本サービスの全部または一部の履行ができない場合に会員に損害が発生した場合
 - (2) 回線の混雑、その他の理由の如何を問わず、本サービスを利用する会員がインターネットに接続できない、あるいは利用できないことにより損害が発生した場合
 - (3) 第三者が、識別符号等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより会員または第三者に損害を与えた場合
 - (4) 会員に、第4章（サービスの利用制限）および第30条（利用の停止）、第31条（情報の削除）、第32条（当社が行う会員契約の解除）に定める事由により損害が発生した場合
 - (5) 本サービスによって得る情報の使用によって会員に損害が発生した場合
 - (6) 当社システム内に保管された会員のデータ等に損害が発生した場合
3. 会員が本サービスの利用により、第三者との間で紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8章 雑則

第35条（機密保持）

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た会員の機密情報を第36条（個人情報の保護）第2項に定める個人情報使用の目的以外に使用せず、第三者に開示しないものとします。

第36条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスを提供するにあたり知り得た会員の個人情報を、法令および当社が公表する「個人情報保護方針」にもとづき適切に保護するものとします。
2. 当社は、会員の個人情報を以下の目的でのみ使用するものとします。
 - (1) I S Pサービス、A S Pサービス等の各種サービスの提供のため
 - (2) 入会、退会、コース変更・更新、停止、解約、サービス追加等の会員管理のため
 - (3) 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため

- (4) サービスを提供する上で必要な情報等を会員にお届けするため
- (5) 当社ヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の本人確認のため
- (6) 現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
- (7) ウェブサイトの利用状況を把握し、お客様により満足いただけるようウェブサイトを改良するため
- (8) 営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため
- (9) 当社の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため

3. 当社は前項の使用範囲内で業務委託先に会員の個人情報を開示することができるものとします。

4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には会員の個人情報を第三者に開示することができるものとします。

- (1) あらかじめ会員の同意が得られている場合
- (2) 法令にもとづき開示しなければならない場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第37条（会員の義務）

会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は経由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

第38条（情報の管理）

会員は、本サービスを使用して受信、または送信する情報については、本サービスの設備または装置の故障による消失を防止するための措置を取るものとします。

第39条（協議事項）

本契約約款に記載のない事項については、利用者である会員と当社との協議によって定めることとします。

第40条（管轄裁判所）

当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第41条（発効期日）

この約款は2000年5月1日より効力を発するものとします。

附 則

改定日	2000年 9月 1日
改定日	2000年11月10日
改定日	2001年 5月10日
改定日	2001年 6月27日
改定日	2001年 9月 3日
改定日	2001年 9月27日
改定日	2002年 6月 1日
改定日	2002年 8月 1日
改定日	2002年 9月 1日
改定日	2003年 4月18日
改定日	2003年 6月10日
改定日	2003年12月 1日
改定日	2004年 2月 1日
改定日	2004年 4月20日
改定日	2004年 6月 1日
改定日	2005年 3月18日
改定日	2005年 3月24日
改定日	2006年 9月 7日
改定日	2006年 9月12日
改定日	2008年 6月 2日
改定日	2009年 1月 8日
改定日	2009年11月 6日
改定日	2011年 6月 1日
改定日	2011年11月17日

別表第1号 サービスの種類

1. インターネット接続サービス

サービス 品目 (個人・法人)	アクセス回線									
	アナログ	I S D N 64K	フレッツ						AirH TM	HOT SPOT
			ISDN	ADSL	Bフレッツ	光プレミアム	光ネクスト 光ネクストハイビード	光ライト		
Bフレッツ・ ファミリーコース					ハイパーファミリー ファミリー100	ファミリー	ファミリー	ファミリー	-	-
Bフレッツ・ マンションコース					マンション	マンション	マンション	マンション	-	-
Bフレッツ・ ベーシックコース					ベーシック	-	-	-	-	-
フレッツ・ ADSLコース					-	-	-	-	-	-
フレッツ・ ISDNコース					-	-	-	-	-	-
ベーシックコース					-	-	-	-	-	-
DayTime コース					-	-	-	-	-	-
AirH TM コース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無線LAN (HS)定額コース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 1) : 対応しております : 午前8時～午後8時の時間内のみご利用いただけます - : 対応していません
 2) Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム、フレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライトに関しましては、対応する
 タイプ名称を記載しております。

2. 固定IP接続サービス

サービス 品目 (個人・法人)	割り当てる IPの個数	アクセス回線
BフレッツIP1・ファミリーコース	1	Bフレッツ ハイパーファミリー Bフレッツ ファミリー100
BフレッツIP8・ファミリーコース	8	フレッツ・光プレミアム ファミリー フレッツ 光ネクスト ファミリー(ハイビードタイプ含む) フレッツ 光ライト ファミリー
BフレッツIP1・マンションコース	1	Bフレッツ マンション フレッツ・光プレミアム マンション
BフレッツIP8・マンションコース	8	フレッツ 光ネクスト マンション(ハイビードタイプ含む) フレッツ 光ライト マンション
BフレッツIP1・ベーシックコース	1	Bフレッツ ベーシック
BフレッツIP8・ベーシックコース	8	
BフレッツIP16・ベーシックコース	16	
BフレッツIP1・ビジネスコース	1	Bフレッツ ビジネス フレッツ 光ネクスト ビジネス
BフレッツIP8・ビジネスコース	8	
BフレッツIP16・ビジネスコース	16	
フレッツ・ADSLコース + 固定IPアドレスオプションサービス(IP×1)	1	フレッツ・ADSL
フレッツ・ADSLコース + 固定IPアドレスオプションサービス(IP×8)	8	

別表第2号 会費等

1. インターネット接続サービス利用料金（消費税別）

サービス品目（個人・法人）	初期費用	会費
Bフレッツ・ファミリーコース	¥2,000	¥2,300
Bフレッツ・マンションコース	¥2,000	¥2,300
Bフレッツ・ベーシックコース	¥2,000	¥7,300
フレッツ・ADSLコース	¥2,000	¥1,800
フレッツ・ISDNコース	¥2,000	¥1,500
ベーシックコース	¥2,000	¥1,200
DayTimeコース	¥2,000	¥800
AirH"コース	¥2,000	¥900
無線LAN（HS）定額コース	¥1,000	¥1,600

- 1) アクセス回線が複数セッションの利用が可能な回線であっても、弊社に接続可能なセッション数は一契約につきひとつとなります。
- 2) 会費等の支払方法は、月額払いのみとなります。なお、契約者が法人で当社が別途承認した場合はその限りではないものとします。

2. 固定IP接続サービス利用料金（消費税別）

サービス品目（個人・法人）	初期費用	会費
BフレッツIP1・ファミリーコース	¥9,000	¥4,000
BフレッツIP8・ファミリーコース	¥20,000	¥10,500
BフレッツIP1・マンションコース	¥9,000	¥4,000
BフレッツIP8・マンションコース	¥20,000	¥10,500
BフレッツIP1・ベーシックコース	¥9,000	¥9,000
BフレッツIP8・ベーシックコース	¥20,000	¥16,000
BフレッツIP16・ベーシックコース	¥20,000	¥35,000
BフレッツIP1・ビジネスコース	¥9,000	¥42,000
BフレッツIP8・ビジネスコース	¥20,000	¥72,000
BフレッツIP16・ビジネスコース	¥20,000	¥90,000
フレッツADSLコース + 固定IPアドレスオプションサービス（IP×1）	¥5,200	¥5,000
フレッツADSLコース + 固定IPアドレスオプションサービス（IP×8）	¥23,200	¥8,000

- 1) アクセス回線が複数セッションの利用が可能な回線であっても、弊社に接続可能なセッション数は一契約につきひとつとなります。
- 2) 会費等の支払方法は、月額払いのみとなります。なお、契約者が法人で当社が別途承認した場合はその限りではないものとします。
- 3) 固定IP接続サービスのフレッツ・ADSLコース利用料金は、インターネット接続サービスのフレッツ・ADSLコース利用料金に別表第4号に規定する固定IPアドレスオプションサービス料金を加算した金額となります。また、IP8タイプの初期費用は、さらにIPアドレス割当申請手数料¥15,000（消費税別）を加算した金額となります。

3. 付帯サービスおよび料金（消費税別）

サービス名称		初期費用	使用料（月額）
ホームページサービス	個人	無料	無料
	法人	無料	¥1,000 （100MB毎）
メールアカウント追加 （1アカウント追加毎）		¥200	¥200
ウイルスチェック&フィルタリングサービス （1メールアドレス毎）		¥300	¥300
メール転送サービス		無料	無料
ウェブメールサービス		無料	無料

- 1) 固定IP接続サービスのうち、Bフレッツ・ファミリーコース/マンションコース/ベーシックコース/ビジネスコースについてはホームページサービスをご利用いただけません。
- 2) ホームページは、本サービス契約につき1つ利用可能。ただし、個人会員の方はホームページの商用利用はできません。
- 3) ホームページの利用制限は以下の通りです。
 - ・個人：初期25MB。25MB毎に無料で追加可能（審査あり）。ただし、インターネット接続サービスのうち、Air”Hコース/無線LAN（HS）定額コースについては追加できません。
 - ・法人：初期0MB。100MB毎に月額¥1,000（消費税別）にて追加可能。
- 4) 別表第3号に規定するデータ転送量上限までを無料とし、超過の場合は所定の超過料金を申し受けます。

4. メーリングリストサービスおよび料金（消費税別）

サービス名称（個人・法人）	初期費用	使用料（月額）
メーリングリストサービス （1メーリングリスト追加毎）	¥2,000	¥1,000
ウイルスチェック&フィルタリングサービス （メーリングリスト用・1メーリングリスト毎）	¥500	¥500

- 1) メーリングリストサービスは、単体での契約が可能です。ただし、ウイルスチェック&フィルタリングサービスは、対応するメーリングリストサービスに対してのみ契約が可能です。最低契約期間はご利用開始日の翌月から3ヶ月とします。
- 2) メーリングリストの最大配送先数は1,000件までとします。また、メーリングリスト宛に送信されたメールの保存期間は、1年間または100MBとします。
- 3) ウィルスチェック&フィルタリングサービスの適用対象となるメールアドレスは、以下の2つとします。
 - ・メーリングリストのアドレス（例：ML-NAME@ml.air.ne.jp）
 - ・メーリングリスト管理者のエイリアス（例：ML-NAME-approval@ml.air.ne.jp）
- 4) 使用料は月額払い以外に年額払いでのお支払も可能です。年額払いの場合、使用料は¥10,000/年（消費税別）になります。

5. Worldアクセスサービスおよび料金（消費税別）

サービス名称（個人・法人）	初期費用	使用料（月額）	接続料金
Worldアクセスサービス	¥1,000	無料	¥20/分

- 1) Worldアクセスサービスは、別表第1号に規定するサービスにご入会いただいている場合のみ契約が可能です。
- 2) 通常の接続アカウント（PPPアカウント）とは別に、海外接続専用の接続アカウント（PPPアカウント）を発行いたします。
- 3) ご利用時間は接続毎分単位切り上げで計算いたします。また、接続料金とは別に現地アクセスポイントまでの通話料がかかります。通話料についてはお使いになった通信事業者にご確認ください。
- 4) 現地プロバイダもしくは通信回線の不具合などにより接続できない場合がございます。当社は提携先の設備管理は行っておりませんので、現地プロバイダ側でのアクセスポイントやネットワークの障害等の事前検知および障害対応を行うことはできません。予めご了承ください。

6. AIRnet IPフォンサービスおよび料金（消費税別）

サービス品目（個人・法人）	初期費用	基本使用料（月額）
AIRnet IPフォン	¥500	¥280
AIRnet IPフォン オフィス（2CHプラン）	¥2,000	¥700
AIRnet IPフォン オフィス（4CHプラン）	¥2,000	¥1,400

1) AIRnet IPフォン オフィス（2CHおよび4CHプラン）は、2009年11月2日現在、新規受付を停止しております。

2) 本サービスは、以下のサービスにご入会いただいている場合のみ契約が可能です。

- ・フレッツ・ADSLコース
- ・Bフレッツ・ファミリーコース
- ・Bフレッツ・ベーシックコース
- ・Bフレッツ・マンションコース

3) 毎月のご利用料金は、基本使用料に通話料金を加算した額となります。通話料金は下表の通りです。

通話先	通話料金
AIRnet IPフォン利用者	無料
無料接続プロバイダIP電話サービス利用者	無料
有料接続プロバイダIP電話サービス利用者	¥8/3分
国内の一般加入電話	¥8/3分
国際電話	通話先の地域毎に異なります
国内の携帯電話	¥18/1分
国内のPHS	¥10/1通話 + ¥10/1分

4) 下記への通話は本サービス対象外となり、一般加入電話回線での発信となります。

- ・110/119などの緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話
- ・0120/0570/0990などの電話サービスへの通話
- ・衛星/船舶電話への通話
- ・電話番号の前に「0000（ゼロを4回）」をつけてダイヤルした通話
- ・その他の本サービス対象外番号

5) IP電話はインターネット回線を利用しているため、回線の状況により、通話中に音声途切れる、遅延・エコーなどの現象が発生する場合がございます。予めご了承ください。

7. 各種手数料（消費税別）

種別	手数料（回）
コース変更	¥500
メールアドレス変更	¥400
ホームページアカウント変更	¥2,000
AIRnetサービス登録完了通知書再発行	¥500

1) 固定IP接続サービスの各コース間でのコースはできません。ただし、フレッツ・ADSLコースについては、固定IPアドレスオプションをご解約いただければ、インターネット接続サービスの各コースへのコース変更が可能です。

別表第3号 第31条第1項(3)によるデータ転送量の上限および料金（消費税別）

契約の種別	データ転送量の上限	超過時利用料金
個人・法人	10GB/月	¥2,000 (1GB毎)

別表第4号 固定IPアドレスオプションサービスおよび料金（消費税別）

固定IPアドレス数	初期費用	使用料（月額）
IP×1	¥3,200	¥3,200
IP×8	¥6,200	¥6,200

- 1) 固定IPアドレスオプションは、インターネット接続サービスのうちフレッツ・ADSLコースをご利用の場合のみ、ご利用可能です。
- 2) IP×8をご利用の場合はIPアドレス割当申請手数料として、別途¥15,000（消費税別）を申し受けます。
- 3) インターネット接続サービスにおいて固定IPアドレスオプションをご利用の場合は、第15条（会員側設備等の維持責任）第2項の例外として、サーバー等の機器の設置による接続を認めます。
- 4) 固定IPアドレスオプションで付与するIPアドレスは、当社がフレッツ・ADSLコースに用意したIPアドレスに限ります。
- 5) 設置したサーバー上で、第三者のためのバーチャルサーバーの運用、販売もしくは提供または、ダイヤルアップ接続提供等一切の再販行為を行うことはできません。
- 6) 当社ネットワークまたはネットワーク機器に損害を与えた場合は、当社の判断でサービスの利用を停止することがあります。

別表第5号 VPN機器レンタルサービスおよび料金（消費税別）

提供機器	初期費用	使用料（月額）
UnifiedGate505	¥30,000	¥10,000
UnifiedGate505 （スタンバイ機）	¥30,000	¥5,000

- 1) VPN機器レンタルサービスは、固定IP接続サービスもしくは固定IPアドレスオプションサービスをご利用の場合にご利用可能です。
- 2) 当機器を2台以上ご利用いただくことで、拠点間のVPN接続としてご利用いただくことも可能です。もちろん、1台のみのご契約でインターネット接続用にご利用いただくことも可能です。
- 3) 初期費用には、VPN機器の初期設定費用を含んでおります。なお、設置後の設定変更については、変更作業費として、¥5,000（消費税別）を1作業毎に申し受けます。
- 4) 初期費用には、現地での導入調整作業の費用を含んでおりません。事前設定済みの機器をお届けしますので、会員の費用と責任においてお取付けをお願いいたします。
- 5) 当機器が故障した際には、当社より交換用機器をお届けし、会員の費用と責任においてお取替えいただいた後、故障機を当社宛にご返送いただきます。なお、機器のお届けには2～3営業日かかる場合がございます。迅速な復旧をご希望の場合は、会員のお手元に会員専用のスタンバイ機をご用意させていただくことが可能です。